

令和2年12月10日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和2年12月7日付託分)

福祉子どもみらい局

令和2年度11月補正予算

ページ

- | | | |
|---|-----------------------------------------------------------|---|
| 1 | 令和2年度11月補正予算（案）の内容【福祉子どもみらい局関係】…………… | 1 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について
【福祉子どもみらい局関係】…………… | 2 |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局関係】… | 4 |

議案（条例その他）

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 4 | 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要…………… | 5 |
|---|--------------------------------|---|

1 令和2年度11月補正予算（案）の内容【福祉子どもみらい局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	407,874	—	407,874	—	—	—	—	
(項) 青少年費	407,874	—	407,874	—	—	—	—	
(款) 民生費	362,196,928	27,171,550	389,368,478	27,171,550	—	—	—	
(項) 社会福祉費	16,464,598	—	16,464,598	—	—	—	—	
(項) 障害福祉費	81,440,282	2,832,771	84,273,053	2,832,771	—	—	—	
(項) 老人福祉費	131,075,819	—	131,075,819	—	—	—	—	
(項) 生活保護費	35,095,926	23,000,000	58,095,926	23,000,000	—	—	—	
(項) 児童福祉費	98,120,303	1,338,779	99,459,082	1,338,779	—	—	—	
(項) 用途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	70,206,483	—	70,206,483	—	—	—	—	
(項) 私学振興費	70,206,483	—	70,206,483	—	—	—	—	
一般会計 計	432,811,285	27,171,550	459,982,835	27,171,550	—	—	—	

（特別会計）

介護保険財政安定化基金会計	5,800	—	5,800	
母子父子寡婦福祉資金会計	542,213	—	542,213	

福祉子どもみらい局 計	433,359,298	27,171,550	460,530,848	
-------------	-------------	------------	-------------	--

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 2項 障害福祉費

一部⑨ 障害福祉施設等感染症対策費

(1) 目的

障害者支援施設等における福祉サービスの提供体制を維持する。

(2) 内容

障害者支援施設等が行うマスク・消毒液等の購入や施設の環境整備に要する経費に対して補助を行う。

(3) 予算額 2,832,771千円

4款 民生費 5項 児童福祉費

民間児童養護施設等感染症対策費補助

(1) 目的

民間児童養護施設等における感染拡大を防止する。

(2) 内容

民間児童養護施設等が行うマスク・消毒液の購入等に要する経費に対して補助を行う。

(3) 予算額 98,202千円

保育所等感染症対策費

(1) 目的

保育所等における感染拡大を防止する。

(2) 内容

保育所等が行うマスク・消毒液の購入等に要する経費に対して補助を行う。

(3) 予算額 1,240,577千円

3 新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 4項 生活保護費

生活福祉資金貸付事業費補助

(1) 目的

感染拡大の影響による収入減少等により一時的に生活費が必要となった世帯等への支援を行う。

(2) 内容

生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に対して貸付原資等を補助する。

(3) 予算額 23,000,000千円

4 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

大規模化した児童相談所の適正規模化や、迅速かつ的確に事案に対応できる体制の確保を目的として、所管区域を変更し、新たな児童相談所を設置するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

中央児童相談所と厚木児童相談所の所管区域を見直し、新たに大和綾瀬地域児童相談所を設置する。（第9条関係）

現 行		改 正	
児童相談所名 (設置場所)	所管区域	児童相談所名 (設置場所)	所管区域
中央児童相談所 (藤沢市亀井野)	藤沢市、茅ヶ崎市、 大和市、高座郡	中央児童相談所 (藤沢市亀井野)	藤沢市、茅ヶ崎市__ ____、高座郡
厚木児童相談所 (厚木合同庁舎)	厚木市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛 甲郡	厚木児童相談所 (厚木合同庁舎)	厚木市、海老名市、 座間市____、愛 甲郡
【新規】		大和綾瀬地域 児童相談所 (藤沢市亀井野)	大和市、綾瀬市

※ 平塚、鎌倉三浦地域及び小田原の各児童相談所は改正なし。

(3) 施行期日

令和3年4月1日